

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成一七年八月一五日法律第九五号)(衆)

一、提案理由(平成一七年七月二九日・衆議院本会議)

橘康太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法は、平成十一年七月に制定され、これまで五年余りが経過しております。

この間、平成十三年の改正において、行政財産のPFI事業者への貸し付けを可能とするなど、PFIがより一層活用されるよう積極的に改善を図ってまいりました。

しかしながら、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨とするPFIの基本理念の実現のためには、まだまだ数多くの課題が残されているところであります。

本案は、このような状況を踏まえ、PFI事業の一層の促進を図るため、PFI法について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、本法の「目的」に、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを明記すること、

第二に、PFI事業者から民間施設部分を譲渡された者等に対する行政財産である土地の貸し付けを可能とするなど、国公有財産の貸し付けを拡充すること、

第三に、民間事業者の選定に当たっては、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする事
などであります。

以上が、法案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る二十七日の国土交通委員会において、賛成多数をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告(平成一七年八月五日)

田名部匡省君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間資金等を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、法律の目的に国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを明記するほか、行政財産の貸付けの拡充等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正の目的とその効果、PFI事業におけるリスク分担、行政財産の貸付けの拡充とその妥当性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員より、本法

律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。